

名 称	防災製品ラベル取扱い及び品質管理に関する規程			制定日 1986(S61). 8. 1
規程番号	G-①-02	旧文書番号		改定日 2025. 4. 1

(目 的)

第1条 この規程は、「防災製品認定規程」(平成21年規程第1号。以下「認定規程」という。)

第10条、第11条及び第12条の規定に基づき、公益財団法人日本防災協会(以下「協会」という。)が行う防災製品ラベルの交付並びに製造事業者及び単純縫製事業者が行う防災製品の品質管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(防災製品ラベルの様式)

第2条 防災製品ラベルの様式及び適用は、別表第1及び第1-2によるものとする。

(防災製品ラベルの交付申請)

第3条 防災製品ラベルの交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、認定規程第10条に規定する審査により、協会から製造事業者又は単純縫製事業者の認定を受け、事業所番号を付与された者であること。

2 交付申請者は、別記様式第1又は第1-2の防災製品ラベル交付申請書を協会に提出するものとする。

3 前項に規定する防災製品ラベル交付申請書は、原則として、交付申請者の所在地を担当する協会の本部又は地区事務所に提出するものとする。

4 協会の本部又は地区事務所の所在地及び担当区域は、別表第2のとおりとする。

5 交付申請者が、次条により協会の承認を受けた団体(以下「特定団体」という。)に所属している場合は、当該特定団体を経由して防災製品ラベルの交付申請を行い、防災製品ラベルの交付を受けることができるものとする。

(特定団体)

第4条 特定団体が満たすべき要件は、次に掲げる事項とする。

(1) 当該特定団体に所属する事業者に対する防災製品ラベルの引き渡し及び管理を適正かつ円滑に行う能力があること。

(2) 防災製品ラベルの管理を担当する専任者が確保されていること。

(3) 防災製品の認定制度についての指導及び普及啓発を図る能力があること。

2 特定団体として承認を得ようとする団体は、次に掲げる資料を添えて、協会に申請するものとする。

(1) 団体の規約

(2) 会員名簿

(3) 防災製品ラベルの管理に関する規程

- (4) 防災製品ラベルの管理専任者の氏名及び職名
 - (5) 防災製品の認定制度についての指導及び普及啓発の具体的計画の説明書
 - (6) その他の参考資料
- 3 協会は、前項により特定団体の承認申請があった場合、当該団体について審査し、その結果、第1項に規定する要件を満たすものと認められるときは、当該団体を特定団体として承認するものとする。
- 4 協会は、特定団体について、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該承認を取り消すことができるものとする。
- (1) 第1項の要件に適合しなくなったとき。
 - (2) 不正な手段により承認を受けたとき。
 - (3) 防災製品のラベルの管理を適正に行っていないとき。

(防災製品ラベルの交付)

- 第5条 協会は、第3条により防災製品ラベルの交付申請があった場合、次に掲げる事項について確認した後、防災製品ラベルを交付するものとする。
- (1) 当該申請者が製造事業者又は単純縫製事業者であること。
 - (2) 製造事業者による申請の場合、協会が当該申請者に対して付与した製品番号の防災製品に係る申請であること。
 - (3) 当該申請により防災製品ラベルを付する防災製品は、認定の有効期間内のものであること。

(防災製品ラベルの管理)

- 第6条 防災製品ラベルの交付を受けた者(特定団体を經由して交付を受けた者を含む。)は、適正な管理のもと防災製品に防災製品ラベルを付するものとする。
- 2 防災製品ラベルの交付を受けた者は、防災製品ラベルの管理責任者を定め、防災製品ラベルの受払い及び表示等の管理に必要な業務を行わせ、その状況をラベル受払記録簿に記録させるとともに、月ごとの使用状況を別記様式第2の防災製品ラベル使用報告書により毎月1回、協会に報告するものとする。ただし、特定団体を經由して交付を受けた者にあつては、特定団体を經由して報告を行うことができるものとする。
- 3 特定団体は、防災製品ラベルの取扱い管理専任者を定め、防災製品ラベルを協会から受領したとき及び所属する事業者に引き渡したときは、別記様式第3の防災製品ラベル取扱簿に記録し保存するとともに、その写しを毎月1回、協会に提出するものとする。

(適正表示の調査)

- 第7条 協会は、市販され、又は使用されている防災製品について、防災製品ラベルの表示が適正であるかどうか、関係者の承諾を得て調査を行うことができるものとする。
- 2 特定団体は、所属する事業者が製造した防災製品で、市販され、又は使用されているもの

について、防災製品ラベルの表示が適正であるかどうか、関係者の承諾を得て調査を行い、その結果を協会に報告するものとする。

(防災製品の品質管理)

第8条 製造事業者及び単純縫製事業者は、認定規程第9条第1項による認定申請時に提出された品質管理の説明書に従って、防災製品の製造に従事する者に対して防災製品の製造に関する技術教育を行い、「防災製品品質管理基準」(平成21年10月1日制定 防災製品認定委員会)に適合する製品等を製造、出荷するものとする。

2 製造事業者は、防災製品を製造又は外部調達したときは、製品番号ごとに品質管理の説明書に従って、防災製品の防災性能試験(防災頭巾等にあつては防災性能試験及び1年に1回以上の衝撃吸収性試験、防火服、防火服表地、防火服用高視認性素材、活動服又は作業服にあつては防災性試験)を実施し、その結果を別記様式第4から第4-11までのいずれかの防災性能試験結果報告書により1年に1回以上、協会に報告するものとする。ただし、製造数量が少ない等の事情がある場合においてその旨を協会に届け出たときは、当該防災性能試験の実施期間を延長することができるものとする。

(品質管理状況の調査等)

第9条 協会は、製造事業者及び単純縫製事業者が行う品質管理状況を調査するとともに、試料を収集して性能試験を行うものとする。

2 協会は、市販の防災製品を試買して試験を行うものとする。また、使用中の防災製品についても、使用者と対価などを相談のうえ、試料を収集して性能試験を行うものとする。

3 協会は、前項の調査及び試験の結果により、「防災製品性能試験基準」(昭和51年8月1日制定 防災製品認定委員会)及び「防災製品品質管理基準」に適合しないと認められるときは、当該不適合の発生に係る関係事業者に対し、原因の究明、適切な是正処置の実施及び不適合のおそれが考えられる防災製品の回収等を指示するものとする。

4 前項の指示を受けた事業者は、すみやかに指示内容の履行を図り、その結果を協会に報告するものとする。

(防災製品ラベルの交付停止等)

第10条 協会は、第7条及び第9条の規定による調査等の結果、防災製品ラベルの表示又は品質管理状況が不適正であると認められる事業者に対しては、防災製品ラベルの交付停止又は事業所番号若しくは製品番号の取消し等の措置を講じることができるものとする。

(防災製品ラベル交付の手数料)

第11条 交付申請者は、別に定める「防災製品に係る認定業務及び防災製品ラベル交付等に関する手数料規程」により協会に手数料を納めなければならない。

2 前項により受領した手数料は、防災製品ラベル交付後は返還しないものとする。

附 則
この規程は、昭和61年8月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成4年4月7日から施行する。

附 則
この規程は、平成4年9月29日から施行する。

附 則
この規程は、平成9年3月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成9年10月27日から施行する。

附 則
この規程は、平成11年1月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成12年8月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成13年12月14日から施行する。

附 則
この規程は、平成14年2月15日から施行する。

附 則
この規程は、平成14年7月15日から施行する。

附 則
この規程は、平成16年1月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成22年9月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成23年9月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成24年6月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成25年9月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

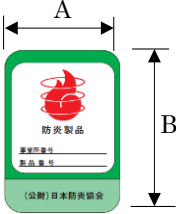
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

防 炎 製 品 ラ ベ ル 様 式

区 分	ラベルの 種類	表示方法	様 式	サイズ mm
材 料	(e) (f)	下げ札 ちょう付		A=52 B=75
完 成 品	(a)	縫付		A=75 B=35
	(b)	縫付		A=155 B=35
	(s)	縫付		A=25 B=50
	(c)	ちょう付		A=60 B=35
	(d)	ちょう付	 	A=60 B=35 A=30 B=16
	透明	ちょう付		A=60 B=30
	工事用 防音パネル	ちょう付		A=60 B=30
	防護用ネット	縫付		A=100 B=30
	防火服	縫付		A=75 B=45
	活動服	縫付		A=75 B=45

防炎製品ラベルの適用

* パーティション一体型布張家具には(d)又は(d)ミニラベルを、その他の布張家具等(完成品)には(a)又は(c)ラベルを使用すること

別表第2

事務所の所在地及びその事務所が交付申請を受付ける担当区域

事務所の名称及び所在地	交付申請受付の担当区域
公益財団法人 日本防災協会（本 部） （〒103-0022）東京都中央区日本橋室町 4-1-5 （共同ビル 9 階） 電 話 （03） 3246-1661 F A X （03） 3271-1692	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県、茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
北海道事務所 （〒060-0031）北海道札幌市中央区北一条東 1-4-1 （サン経成ビル 5 階） 電 話 （011） 222-3928 F A X （011） 232-2545	北海道
名古屋事務所 （〒460-0015）愛知県名古屋市中区大井町 3-15 （日重ビル 3 階） 電 話 （052） 321-4344 F A X （052） 321-4343	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
大阪事務所 （〒540-0011）大阪府大阪市中央区農人橋 2-1-30 （谷町八木ビル 1 階） 電 話 （06） 6947-8844 F A X （06） 6947-8846	富山県、石川県、福井県、滋賀県、 京都府、奈良県、大阪府、兵庫県、 和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県
九州事務所 （〒810-0041）福岡県福岡市中央区大名 1-9-33 （ソロン赤坂ビル 7 階） 電 話 （092） 737-1010 F A X （092） 737-1011	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、 沖縄県